二月二十日勤務書を提出せるが、今迄例に従ひ立を提出する筈なれば二月二十一日午后二時迄に要求書に書き換へ提出せり。

今迄例は直に向ふ二週間即金に由り休業する旨を宣告せり

要するに今迄例は機械の修繕等に休業出来ないならば如何思ふと云ふ事の外の機会を利用して休業したのである。

故に

二月二十日より、全部罷業（休業とは異なり）

に入った。

日曜日後の日より数週間に亘る

要求事項如し

賃銀制度の改正

従来の平均給制の手当を撤廃し改めて本給に三割増

上級職手当の改正

五時より七時まで五割増、七時より九時まで拾割増

九時より翌朝及び撤夜弐拾割増

賃銀計算書及び出勤簿を発行すること

出張手当の改正

(イ)五割増(遠近を問ふ)(ロ)宿泊料三円を支給すること(ハ)出張地に達する時間に対しては普通賃銀及び作業給を支給すること

五日曜日、祭日等の出勤は五割増とすること

六退職手当の制定

一ヶ月未満は三日、一ヶ年以上三ヶ年迄一ヶ月を増す毎に二日を加算すること

三ヶ年以上五ヶ年迄一ヶ月を増す毎に三日を加算

五ヶ年以上は一ヶ月を増す毎に四日を加算すること

七解雇手当の制定

一日給与日額及び退職手当を加算すること

八[illegible]の制定